

ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

大阪ヘルスケアパビリオンでは、産学官民一体となり、いのちや健康の観点から未来社会のモデルを世界に向けて発信する取組みを、レガシーとして後世に継承することで、「大阪の成長と発展」及び「いのち輝く幸せな暮らし」の実現に向けて貢献することを目指している。

本事業は、大阪ヘルスケアパビリオンでのリボーン体験により、健康に対する意識が高まった来館者の健康増進活動を支援し、ひいては、社会全体の健康増進につなげるため、会期中にパビリオンで提供する、「日常的に容易に健康情報を把握でき、パーソナライズされたヘルスケアを受けられる」といった体験の仕組みそのものを民間事業者の自立的な運営のもと継続的に実施することを目的とする。

(2) 業務内容

別添「ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託費

なし（本事業の推進にあたっては、受託者自ら収益を確保するとともに、必要な費用は全て受託者にて賄うこと。）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(5) 履行場所

発注者が指定する場所

(6) 発注者から受託者に提供するもの

(ア) 健康に対する意識が高まった来館者に対して、受託者の新事業、サービス案内の機会を提供する。案内の内容、来館者の情報の引継ぎなど詳細については発注者と受託者にて協議の上で決定するものとする。

なお、本事業の案内は大阪ヘルスケアパビリオン公式アプリを用いて発信する予定である。この案内などに要する費用（公式アプリの所有者である TIS 株式会社への委託に要する費用）は受託者の負担とする。

(イ) 大阪ヘルスケアパビリオンが提供するシステムは受託者に提供することはできない。ただし所有する資産については、会期後に受託者と協議のうえ提供を検討する。

### 3 事業者選定の概要

#### (1) 選定方式

民間事業者等の知識や事業経験、ノウハウ等を基にした自立的・継続的な事業運営を目指すため、提案内容等を総合的に評価し事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

#### (2) 選定方法

発注者は、発注者が定める公募参加資格を満たす事業者から提案を受け、一定の評価点を満たした提案者を選定する。審査にあたっては、発注者が設置する選定委員会にて審査を行う。なお、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため、選定委員会は非公開とする。

#### (3) 審査方法

「提出書類」及び「プレゼンテーション」を基に、選定委員会の協議により総合的に判断・決定する。

### 4 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

発注者は、3で選定した事業者を受注に係る交渉権者として協議の上、本事業の委託契約を締結する。この時点で交渉権者を、受託者と定める。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 契約書案

別添「ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託 業務委託契約書」のとおり。

#### (3) 再委託について

(ア) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(ウ) 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(エ) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

### 5 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、単独の事業者（以下「単独法人」という。）のほか、以下の要件をすべて満たす複数の事業者からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成し、応募できるものとする。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(イ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者。

- (ウ)暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者。
  - (エ)暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者。
  - (オ)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていること。
  - (カ)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当すること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けないこと。
- ・選定委員会の委員及びその家族
  - ・選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者
- (9) 共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(8)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下(ア)から(カ)の要件も満たさなければならない。
- (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- (10) 本事業全体を統括する責任者として、事業期間を通じて以下の要件を満たす管理者を配置すること。
- (ア) 単独法人
- 参加申込書提出日において提案者となる事業者との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (イ) 共同事業体
- 参加申込書提出日において代表構成員となる事業者との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。直接的な雇用関係とは、管理者とその所属する事業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

## 6 スケジュール

・ 公募開始	令和7年1月14日（火）
・ 質問票提出期限	令和7年1月27日（月）
・ 質問に対する回答	令和7年1月31日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年2月5日（水）
・ 参加決定資格通知	令和7年2月12日（水）
・ 企画提案書の提出期限	令和7年2月27日（木）
・ プレゼンテーション審査	令和7年3月上旬～3月中旬
・ 選定結果通知	令和7年3月中旬
・ 契約締結、業務開始	令和7年3月中
・ 業務終了	令和8年2月28日（土）

## 7 応募手続き等に関する事項

### (1) 仕様書等関係資料の開示

#### ア 受付期間

本要項の公開後～令和7年2月5日（水）午後5時30分まで

#### イ 開示方法

仕様書等関係資料の開示を希望する際は、（公社）2025年日本国際博覧会大阪パビリオンに別紙3「守秘義務誓約書」を提出すること。提出された「守秘義務誓約書」を確認後、資料を順次開示する。なお、提出については、「守秘義務誓約書」に必要事項を記入・捺印のうえ、スキャンしたPDFファイルを電子メールで【[osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp](mailto:osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp)】宛に送信すること。

（ア）電子メール件名は「【守秘義務誓約書】ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託」とすること。

（イ）電子メール送信後、必ず電話で受信の確認（電話番号：06-6115-6739）をすること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

### (2) 質問の受付

#### ア 受付期間

本要項の公開後～令和7年1月27日（月）午後5時30分まで

※受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない

#### イ 提出方法

別紙「質問票」（様式1）に記載し、Eメールにより提出すること。送付後は必ず電話確認すること。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。また、質問内容に提案者名を特定できる内容を記載しないようにすること。

提出先：[osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp](mailto:osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp)

確認先電話番号：06 - 6115 - 6739

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで

#### ウ 回答

受付けた質問事項に対する回答は、令和7年1月31日（金）（予定）に発注者のホームページにて行う。

### (3) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
  - (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
  - (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
  - (エ) 使用印鑑届（様式5）
  - (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
  - (カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

##### 【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
  - (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
  - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
  - (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
  - (オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
  - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
  - (キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
  - (サ) 共同事業体協定書（写し）
- ※（ウ）及び（エ）、（キ）～（コ）は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- ※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

#### イ 提出期限

令和7年2月5日（水）午後5時30分まで（必着）

#### ウ 提出方法

提出期間中に下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

#### エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和7年2月12日（水）までに、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

#### (4) 企画提案書類の提出

##### ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（単独法人等用）（様式6-1）又は公募型プロポーザル企画提案書（共同事業体用）（様式6-2）

##### (イ) 業務提案書

- ・様式は自由とし、A4 判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。
- ・業務実施体制についても必ず提案に含めること。
- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

##### (ウ) 業務実績調書（様式自由）※実績がない場合は提出不要

- ・類似事業に関する実績・経験を有している場合は、その事業規模（売上高、顧客数等）及び概要がわかる資料を提出すること。
- ・提案者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。

##### (エ) 情報セキュリティに関する点検シート（様式7）

- ・情報セキュリティに関するチェックシートを記入して提出すること。

##### イ 提出部数

正本：1部（記名・代表者印を押印したもの）

副本：11部及びPDF データを記録した光ディスク1枚

※提出資料（ア）から（エ）を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※光ディスクの提出については、ウイルスチェックを行うこと。

##### ウ 提出期限

（3）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から、令和7年2月27日（木）午後5時30分まで（必着）

##### エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 8 選定に関する事項

選定については、選定委員会を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

選定委員会では、プレゼンテーション審査を行う。なお、選定委員会の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア 実施日（予定）

令和7年3月上旬～3月中旬

#### イ 実施場所 ※他会場に変更の場合がある

公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

所在地：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's 棟北館4階

#### ウ 内容・方法等

- ・ 7 (4) アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・ 1 提案者あたり 45 分程度（提案者からの説明 20 分以内、質疑応答含む）とする。  
※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合がある。
- ・ 出席は 1 提案者あたり 4 名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・ プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目	評価内容	配点
事業目的及び事業スキームの理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業の目的を十分に理解したうえで、健康情報を活用したヘルスケアの市場動向を分析し、今後の方向性を提示できているか。</li> <li>● 委託期間中のみならず、委託期間終了後も事業実施に必要なリソースを確保し、中長期的に事業・サービスを提供することが求められる本事業の特性を踏まえた提案になっているか。</li> </ul>	10 点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪ヘルスケアパビリオンのレガシーを有効に活用した企画内容になっているか。</li> <li>● パビリオン体験者に対して創意・工夫があるかどうか。健康寿命の延伸や生活の質（QOL）の向上に役立つ企画内容になっているか。</li> <li>● 広く利用者の獲得が期待できる魅力的な企画内容になっているか。</li> <li>● 最新の情報技術等を活用した、利便性の高い企画内容になっているか。</li> <li>● 企画内容の将来像を具体的に提示できているか。</li> <li>● 企画内容の将来像に実現性があるか。</li> </ul>	25 点
事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業立ち上げ及び自立的な継続が見込める収支計画及び資金計画が提案されているか。</li> <li>● 収入見込みについて、実現性のある提案になっているか。（補助金、交付金を利用する際はその実現性）</li> <li>● 事業立ち上げ及び自立的な継続に必要な人的リソースが確保され、適切な組織体制が提案されているか。</li> <li>● 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。</li> <li>● 事業を主体的に推進し、業務全体をコーディネートすることが可能な統括責任者が配置されているか。</li> <li>● 事業を効果的・効率的に行うことができる専門的知識や実行力、企画力等を有する担当者が十分に配置されているか。</li> </ul>	25 点
利用者獲得手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規利用者の獲得に向けた効果的な広報・マーケティング計画が提案されているか。</li> <li>● 利用者の離脱を防ぐための方策が提案されているか。</li> <li>● 利用者からの問い合わせ等に適切かつ丁寧に対応できる窓口が設けられているか。</li> </ul>	15 点

個人情報保護、 情報セキュリティ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報の保護に向けた個人情報の取扱い方針及び体制が具体的に提案されているか。</li> <li>● サイバー攻撃等による情報漏えい等を防ぐための情報セキュリティ確保に向けた対応策が提示されているか。</li> <li>● 健康等情報の取扱いに関する点検・改善の仕組みを有しているか</li> </ul>	15 点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似事業に関する実績・経験を有しているか。</li> </ul>	10 点
合計（委員 1 名あたり）		100 点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される選定委員会の意見を聴取したうえで評価を実施し、一定の評価点を満たした提案者を受注予定者として選定する。

イ 一定の評価点を満たした評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一提案者が複数の提案を行うこと。

ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

### (4) 選定結果の通知及び公表

ア 評価結果及び選定結果は、全ての提案者に対し、様式 2-1 又は様式 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を発注者のホームページで公表する。

(ア) 一定の評価点を満たす提案者（名称・評価点）

(イ) 全提案者の名称 ※50 音順

(ウ) 選定委員会委員の氏名及び職名

### 8 その他（提案に要する費用、条件等）

ア 企画提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ すべての企画提案書は返却しない。

ウ 提出された企画提案書については、審査・選定の用以外に提案者に無断で使用することはない。

エ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。

オ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。



カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

#### 9 提出先、問い合わせ先

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

《問い合わせ先》

公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 出展・管理グループ

所在地：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's 棟北館4階

電話：06-6115-6739